

社会福祉士の資格に基づく業務

【注意事項】

- ・いずれの業務においても、要支援者に対する対人の直接的な相談援助業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが前提です。
- ・資格登録日以降が有効な実務経験となります。（資格登録日以前は該当しません。）

下記一覧の社会福祉士に基づく業務は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日社庶第29号（最終改正）社援発0703第1号令和6年7月3日）厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知」別添1を参照しています。

掲載している業務以外については、事務局にお問い合わせください。

分野	法律	No.	施設・事業者等の種別	対象となる職種	
高齢	介護保険法	1	指定介護老人福祉施設	生活相談員	
		2	介護老人保健施設	支援相談員	
		3	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員	
		4	指定特定施設入居者生活介護	生活相談員・計画作成担当者	
		5	指定地域密着型特定施設入居者生活介護		
		6	指定介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	
		7	指定通所介護		
		8	基準該当居宅サービスに該当する通所介護		
		9	指定地域密着型通所介護		
		10	指定介護予防通所介護		
		11	（改正前）介護予防通所介護		
		12	基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護		
		13	指定短期入所生活介護		
		14	基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護		
		15	指定介護予防短期入所生活介護		
		16	基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護		
		17	第一号通所事業（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）	支援相談員	
		18	指定通所リハビリテーション		
		19	指定介護予防通所リハビリテーション		
		20	指定短期入所療養介護		
		21	指定介護予防短期入所療養介護	オペレーター	
		22	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
		23	指定夜間対応型訪問介護		
		24	・指定認知症対応型通所介護 ・指定介護予防認知症対応型通所介護（老人デイサービスセンターを除く。）		生活相談員
		25	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		生活相談員
		26	介護予防支援事業		担当職員
		27	第一号介護予防支援事業		
	老人福祉法	28	養護老人ホーム	生活相談員	
		29	特別養護老人ホーム	生活相談員	
		30	軽費老人ホーム	ケアハウス	生活相談員
		31		A型	生活相談員・主任生活相談員
		32		B型	入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員
		33	老人福祉センター	相談・指導を行う職員	
		34	老人短期入所施設	生活相談員	
		35	老人デイサービスセンター	生活相談員	
		36	老人介護支援センター	相談援助業務を行っている職員	
		37	有料老人ホーム	生活相談員	
	その他	38	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員	
		39	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	生活援助員	
		40	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業【高齢者世話付住宅（シルパーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等】	相談援助業務を行っている生活援助員	
		41	サービス付き高齢者向け住宅 (高齢者向けの賃貸住宅又は老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム)	相談援助業務を行っている職員	

社会福祉士の資格に基づく業務

【注意事項】

- ・いずれの業務においても、要援護者に対する対人の直接的な相談援助業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが前提です。
- ・資格登録日以降が有効な実務経験となります。（資格登録日以前は該当しません。）

下記一覧の社会福祉士に基づく業務は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日社第29号（最終改正）社援発0703第1号令和6年7月3日）厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知」別添1を参照しています。

掲載している業務以外については、事務局にお問い合わせください。

分野	法律	No.	施設・事業者等の種別	対象となる職種
障害者	障害者総合支援法	42	(旧法) 身体障害者更生支援施設 肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者施設 内部障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者入所授産施設 身体障害者通所授産施設 身体障害者小規模通所授産施設	生活支援員
		43	(旧法) 身体障害者福祉工場	指導員
		44	(旧法) 精神障害者社会復帰施設 精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設 精神障害者小規模通所授産施設 精神障害者福祉工場	精神障害者社会復帰指導員
		45	(旧法) 精神障害者社会復帰施設（精神障害者福祉ホーム）	管理人
		46	(旧法) 知的障害者支援施設 知的障害者入所更生施設 知的障害者通所更生施設 知的障害者入所授産施設 知的障害者通所授産施設 知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者通所療養	生活支援員（生活指導員でも可）
	47	共同生活介護（改正前） 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律	相談援助業務を行っている職員	
	障害者総合支援法	48	障害福祉サービス事業 療養介護、短期入所 重度障害者等包括支援 共同生活援助	相談援助業務を行っている職員
		49	障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業（旧法）	相談支援専門員
		50	地域生活支援事業実施要綱に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
		51	地域生活支援事業 （日中一時支援、障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業）	相談援助業務を行っている職員
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設	52	生活介護	生活支援員・サービス管理責任者
		53	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	生活支援員・サービス管理責任者
		54	就労移行支援	生活支援員・サービス管理責任者・就労支援員
		55	就労継続支援B型	生活支援員・サービス管理責任者
		56	施設入所支援	生活支援員・サービス管理責任者
		57	地域活動支援センター	指導員
	58	福祉ホーム	管理人	
	障害福祉サービス事業	59	生活介護	生活支援員・サービス管理責任者
		60	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	生活支援員・サービス管理責任者
		61	就労移行支援	生活支援員・サービス管理責任者・就労支援員・職業指導員（相談援助を行う場合に限る）
		62	認定就労移行支援事業	生活支援員・サービス管理責任者・職業指導員（相談援助を行う場合に限る）
		63	就労継続支援（A型・B型）	生活支援員・サービス管理責任者・職業指導員（相談援助を行う場合に限る）
		64	指定就労定着支援	就労定着支援員・サービス管理責任者
		65	指定自立生活援助	地域生活支援員・サービス管理責任者
66		一般相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	
67	特定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員		
68	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員		

社会福祉士の資格に基づく業務

【注意事項】

- ・いずれの業務においても、要援護者に対する対人の直接的な相談援助業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが前提です。
- ・資格登録日以降が有効な実務経験となります。（資格登録日以前は該当しません。）

下記一覧の社会福祉士に基づく業務は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日社第29号（最終改正）社援発0703第1号令和6年7月3日）厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知」別添1を参照しています。

掲載している業務以外については、事務局にお問い合わせください。

分野	法律	No.	施設・事業者等の種別	対象となる職種	
障害者	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法	69	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員	
		70		ケースワーカー	
	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法	71	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司
			72		心理判定員
			73		職能判定員
			74		ケース・ワーカー
	身体障害者福祉法	75	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	
	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法	76	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司
			77		心理判定員
			78		職能判定員
			79		ケース・ワーカー
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	80	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員
			81		精神科ソーシャルワーカー
			82		心理判定員士
	発達障害者支援法	発達障害者支援法	83	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員
			84		就労支援を担当する職員
	その他	その他	85	点字図書館	相談援助業務を行っている職員
			86	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
			87	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
			88	精神障害者地域移行支援特別対策事業（改正前）	地域体制整備コーディネーター
			89		地域移行推進員
			90	精神障害者地域移行・地域定着支援事業	地域体制整備コーディネーター
			91		地域移行推進員
			92	精神障害者アウトリーチ推進事業	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
			93	「アウトリーチ支援」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
			94	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
			95	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
96				職場適応援助者	
97			（改正前）第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	
98			（旧法）障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	
99			（改正前）訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	
100			障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	
101				就業支援担当者	
102				主任職場定着支援担当者	
103				生活支援担当職員	
104	公共職業安定所（＝ハローワーク）	精神・発達障害者雇用サポーター			
105		障害学生等雇用サポーター			
106	スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー			

社会福祉士の資格に基づく業務

【注意事項】

- ・いずれの業務においても、要援護者に対する対人の直接的な相談援助業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが前提です。
- ・資格登録日以降が有効な実務経験となります。（資格登録日以前は該当しません。）

下記一覧の社会福祉士に基づく業務は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日社第29号（最終改正）社援発0703第1号令和6年7月3日）厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知」別添1を参照しています。

掲載している業務以外については、事務局にお問い合わせください。

分野	法律	No.	施設・事業者等の種別	対象となる職種
児童	児童福祉法	107	児童相談所	児童福祉司
		108		受付相談員
		109		相談員
		110		電話相談員
		111		心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員(児童心理司)
		112		児童指導員
		113	母子生活支援施設	母子支援員（改正前の母子指導員を含む）
		114		少年を指導する職員
		115		個別対応職員
		116		自立支援担当職員
		117	児童養護施設	児童指導員
		118		個別対応職員
		119		家庭支援専門相談員
		120		職業指導員
		121		里親支援専門相談員
		122		自立支援担当職員
		123	・障害児入所施設 ・障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターに限る）	児童指導員
		124		児童発達支援管理責任者
		125		心理担当職員
		126	児童心理治療施設	児童指導員
		127		個別対応職員
		128		家庭支援専門相談員
		129		自立支援担当職員
		130	児童自立支援施設	児童自立支援専門員
		131		児童生活支援員
		132		個別対応職員
		133		家庭支援専門相談員
		134		職業指導員
		135		自立支援担当職員
		136	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
		137	里親支援センター	里親制度等普及促進担当者
		138		里親等支援員
		139		里親研修等担当者
		140		家庭支援専門相談員
		141		自立支援担当職員
		142		養親等相談支援員
		143	障害児通所支援事業を行う施設 （児童発達支援センターを除く）	児童指導員
		144		児童発達支援管理責任者
		145		機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）
		146		訪問支援員（児童指導員、心理指導担当職員に限る）
		147		（改正前の）指導員
		148		（改正前）障害福祉サービス経験者
		149	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
		150		相談支援員
		151	乳児院	児童指導員
		152		個別対応職員
		153		家庭支援専門相談員
		154		里親支援専門相談員
		155	（改正前）医療型児童発達支援を行う施設	児童指導員
		156		児童発達支援管理責任者
		157		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る。）
		158	・（内閣総理大臣の指定を受けた）指定発達支援医療機関 ・（改正前）指定発達支援医療機関	児童指導員

社会福祉士の資格に基づく業務

【注意事項】

- ・いずれの業務においても、要援護者に対する対人の直接的な相談援助業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが前提です。
- ・資格登録日以降が有効な実務経験となります。（資格登録日以前は該当しません。）

下記一覧の社会福祉士に基づく業務は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日社第29号（最終改正）社援発0703第1号令和6年7月3日）/厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知」別添1を参照しています。

掲載している業務以外については、事務局にお問い合わせください。

分野	法律	No.	施設・事業者等の種別	対象となる職種		
児童	児童福祉法	159		相談援助業務を行っている指導員		
		160	児童自立生活援助事業	個別対応職員		
		161		自立支援担当職員		
		162		子育て短期支援事業	相談援助業務を行っている職員	
		163	地域子育て支援拠点事業	相談援助業務を行っている職員		
		164	知的障害児施設（改正前）	児童指導員		
		165	知的障害児通園施設（改正前）			
		166	盲ろうあ児施設（改正前）			
		167	肢体不自由児施設（改正前）			
		168	重症心身障害児施設（改正前）		児童指導員	
		169		心理指導を担当する職員		
		170	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員		
		171	養育支援訪問事業を行っている事業所	（養育支援訪問事業実施要綱）に基づく訪問支援者		
		172	児童厚生施設（児童遊園を除く。）	相談援助業務を行っている者		
		173	親子再統合支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員		
		174	社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所	（社会的養護自立支援拠点事業実施要綱）に基づく支援コーディネーター、生活相談支援員、就労相談支援員		
		175	妊産婦等生活援助事業を行っている事業所	（妊産婦等生活援助事業実施要綱）に基づく支援コーディネーター、母子支援員		
		176	子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所	（子育て世帯訪問支援事業ガイドライン）に規定する訪問支援員		
		177	児童育成支援拠点事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員		
		178	こども家庭センター	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員		
		179		母子保健に関する各種の相談に応ずる職員		
		180		（こども家庭センターガイドライン）に規定する統括支援員		
		181	地域子育て相談機関	相談支援業務を行っている職員		
		その他		182	児童デイサービス事業（改正前）	相談援助業務を行う職員
				183	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
				184	母子家庭等就業	相談援助業務を行っている相談員
				185	自立支援センター事業	
				186	一般市等就業	
				187	自立支援事業	
188	利用者支援事業			相談援助業務を行っている職員		
189	母子・父子自立支援プログラム策定事業			母子・父子自立支援プログラム策定員		
190	就業支援専門員配置等事業			就業支援専門員		
191	重症心身障害児（者）通園事業			児童指導員		

社会福祉士の資格に基づく業務

【注意事項】

- ・いずれの業務においても、要援護者に対する対人の直接的な相談援助業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが前提です。
- ・資格登録日以降が有効な実務経験となります。（資格登録日以前は該当しません。）

下記一覧の社会福祉士に基づく業務は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日社第29号（最終改正）社援発0703第1号令和6年7月3日）厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知」別添1を参照しています。

掲載している業務以外については、事務局にお問い合わせください。

分野	法律	No.	施設・事業者等の種別	対象となる職種	
社会福祉法		192	福祉に関する事務所	査察指導員（指導監督を行う所員）	
		193		身体障害者福祉司	
		194		知的障害者福祉司	
		195		老人福祉指導主事（社会福祉主事）	
		196		現業員（現業を行う所員）	
		197		家庭児童福祉主事（社会福祉主事）	
		198		家庭相談員（家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員）	
		199		面接相談員	
		200		女性相談支援員	
		201		母子・父子自立支援員	
		202		就労支援員	
		203		被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	
		204		隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
		205	都道府県社会福祉協議会	日常生活自立支援事業実施要領に規定する専門員	
		206		相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員	
		207	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	
		208		相談援助業務を行っている職員（主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。）	
		209		日常生活自立支援事業実施要領に規定する専門員	
		210		相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員	
		その他	生活保護法	211	救護施設・更生施設
212	授産施設			指導員	
213	宿所提供施設				
214	日常生活支援住居施設			生活支援員	
215				生活支援提供責任者	
216	被保護者就労支援事業を行っている事業所			就労支援員	
生活困窮者自立支援法			217		主任相談支援員
			218	・生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	相談支援員
			219	・生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	就労支援員
			220	・生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	就労支援準備担当者
			221		家計改善支援員（改正前の家計相談支援員を含む）
地域保健法			222		精神保健福祉相談員
			223	保健所	精神科ソーシャルワーカー
			224		心理判定員
医療法			225	・病院 ・診療所	退院後生活環境相談員
					下記のア～エまでの相談援助業務を行っている職員
			226		ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
			227		イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助
		228	ウ 患者の社会復帰に係る相談援助		
		229	エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の		
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律		230		相談支援員	
		231	女性相談支援センター	心理支援員	
		232		女性相談支援員	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律		233	女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員	
母子及び父子並びに寡婦福祉法		234	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員	
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、少年院法、少年鑑別所法		235		刑務官	
		236	・刑事施設	法務教官	
		237	・少年院	法務技官（心理）	
		238	・少年鑑別所	福祉専門官	
更生保護法		239	・地方更生保護委員会	保護観察官	
		240	・保護観察所	社会復帰調整官	

社会福祉士の資格に基づく業務

【注意事項】

- ・いずれの業務においても、要援護者に対する対人の直接的な相談援助業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが前提です。
- ・資格登録日以降が有効な実務経験となります。（資格登録日以前は該当しません。）

下記一覧の社会福祉士に基づく業務は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日社第29号（最終改正）社援発0703第1号令和6年7月3日）厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知」別添1を参照しています。
掲載している業務以外については、事務局にお問い合わせください。

分野	法律	No.	施設・事業者等の種別	対象となる職種	
その他	更生保護事業法施行規則	241	更生保護施設	補導主任	
		242		補導員	
		243		福祉職員	
		244		薬物専門職員	
	労働者災害補償保険法	245	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員	
	その他	その他	246	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
			247	（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する）就労支援事業	就労支援員
			248	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
			249		相談援助業務を行っている専任の職員
			250	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
			251	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
			252	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
			253	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所(改正前)	相談援助業務を行っている職員
			254	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所(改正前)	相談援助業務を行っている職員
			255	地域居住支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
			256	家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員
			257		相談支援員
			258		就労支援員
			259		家計相談支援員
			260	難病相談支援センター	難病相談支援員
			261	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
			262	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
			263	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
			264	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
			265	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
			266	中核機関（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり）	相談援助業務を行っている職員
			267	家庭裁判所	家庭裁判所調査官
268			医療的ケア児支援センター	医療的ケア児等コーディネーター	
269			産後ケア事業を実施する施設	母子保健法第17条の2に規定する相談に応ずる職員	
270			配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4条の女性相談支援員	
271			若年被害女性等支援事業を行っている事業所	相談援助業務又は自立支援を行っている職員	
272			厚生労働大臣が個別に認めた施設	福祉に関する相談援助業務を行っている相談員	